

三重県国民健康保険運営方針（抜粋）

第1章 基本的事項

第5節 検証・見直し

2 運営方針の見直し

対象期間の最終年度である平成35年度に検証を行い、検証結果に基づき、新たな運営方針の策定に繋がります。

なお、毎年、運営方針に基づく取組状況等の確認を行い、必要があれば、対象期間の途中であっても運営方針の見直しを行うものとし、特に新制度移行後3年目となる平成32年度においては、新制度において適切な運営がなされているか確認し、見直しを検討します。

第3章 市町における保険料（税）の標準的な算定方法

第2節 保険料（税）水準の統一に向けた考え方

被保険者の負担の公平性から、将来的には、県内どの地域に住んでいても、所得水準、世帯構成が同じであれば、保険料（税）も同じであることを目指すものとし、そのために、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を図るとともに、健康づくりの推進や医療費適正化、保険料（税）収納率向上等の取組を進めます。

ただし、医療費水準、収納率、賦課方式等が市町によって異なることから、平成30年度の時点では、保険料(税)率の一本化までは行いません。平成30年度以降は以下のとおりとし、将来的な統一をめざして段階的に進めます。医療費適正化等の状況を確認しながら、運営方針の見直し時期にあわせ、見直しを行います。

- ・市町が県に納める国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の算定上、医療費水準を段階的に反映しない方向で進めるとともに、医療費の市町間格差の平準化に向け、医療費適正化等の取組を進めます。
- ・出産育児一時金、葬祭費、保健事業は、地域の実情に応じて各市町で実施するものとし、当面、基準を統一せず、納付金及び保険給付費等交付金の対象としません。
- ・保険料と保険税、賦課方式や賦課割合等の保険料（税）の算定方法は、当面、統一しません。

第3節 納付金の算定方法

将来的な保険料（税）水準の統一に向け、医療費指数反映係数（ ）を6年間で0に近づけていきます。現状では医療費水準の市町間格差があることから、平成30～32年度は を0.7で設定し、毎年、医療費水準を確認しながら進めるものとし、不測の事態が起これば、見直しを検討します。